

改良区へ必ず届出を！

組合員を移動・変更したい場合

- 組合員が亡くなられたとき
- 経営移譲による農業者年金受給
- その他（住所変更等）

農用施設を使用する場合

- 浄化槽排水等として使用
（下水道供用開始区域外）
- 水路に橋を架ける
- 行政財産の水路等用途廃止（払下げ）

賦課金は毎年4月1日現在における土地の地積を対象に賦課されます。

各種届出は翌年3月31日までに！

土地の移動等、次のような場合は、直接改良区へ届出をしてください。

農地の所有・耕作権を移動した場合

- 農地の売買、交換
- 農地の賃貸借または解約
- 相続、贈与による移動

地区除外する場合

- 宅地、資材置場、畑等への変更
- 道路、水路、河川等への買収

HPの活用を！

各種届出・申請書用紙がダウンロードできますのでご利用下さい。

URL:<http://www.aseishi.jp/index.html>

令和5年度地区除外決済金

| 地区除外区域 | 10a当たり 決済金額(円) |
|---------------------|-------------------|
| 決済基準区域 (下記以外の区域) | 55,000 |
| 板柳東部土地改良区 | 40,000 |
| 福島徳下ほ場整備地区 | 90,000 |
| 福島徳下ほ場整備(畑)地区 | 35,000 |

地区除外決済金とは？

農地を畑や宅地、その他に変更する場合に一括納入していただく負担金を“地区除外決済金”といいます。

負担金は、ほ場整備事業等の長期借入金および施設の維持管理費へ充当されます。

手続きをしなければ土地台帳から除外されず、毎年農地とみなして賦課されますのでご注意ください。